

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第7号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許状授与の申請)</p> <p>第8条 免許法第5条第1項及び附則第8項の規定による普通免許状の授与を申請する場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 身分証明書（市町村長の発行する免許法第5条第1項第3号について記載したものに限る。以下同じ。）</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第9条 免許法第16条の2第1項の規定により普通免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 身分証明書</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の申請)</p> <p>第12条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の普通免許状に当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）を追加して定めるための申請（新教育領域を追加して定めるための教育職員検定の申請を除く。）をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 身分証明書</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)</p> <p>第13条 免許法第6条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 身分証明書</u></p> <p>(8)・(9) [略]</p>	<p>(免許状授与の申請)</p> <p>第8条 免許法第5条第1項及び附則第8項の規定による普通免許状の授与を申請する場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 戸籍抄本</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第9条 免許法第16条の2第1項の規定により普通免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 戸籍抄本</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の申請)</p> <p>第12条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の教員の普通免許状に当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）を追加して定めるための申請（新教育領域を追加して定めるための教育職員検定の申請を除く。）をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 戸籍抄本</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)</p> <p>第13条 免許法第6条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 戸籍抄本</u></p> <p>(8)・(9) [略]</p>

2～7 [略]

(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の  
検定申請)

第14条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の  
教員の普通免許状に新教育領域を追加して定めるための教育  
職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければ  
ならない。

(1)～(6) [略]

(7) 身分証明書

(8)～(10) [略]

(従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)

第16条 教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号。以下  
「施行法」という。)第2条の規定により教育職員検定を申  
請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 身分証明書

(7) [略]

2 [略]

(特別免許状の検定申請)

第18条 免許法第5条第3項の規定により、特別免許状の教育  
職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければ  
ならない。

(1)～(5) [略]

(6) 身分証明書

(7)・(8) [略]

(臨時免許状の検定申請)

第19条 臨時免許状の教育職員検定を申請する者は、次に掲げ  
る書類を提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 身分証明書

(7)・(8) [略]

2～4 [略]

(特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の  
検定申請)

第20条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校の  
教員の臨時免許状に新教育領域を追加して定めるための教育  
職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければ  
ならない。

(1)～(5) [略]

(6) 身分証明書

(7)～(10) [略]

2～7 [略]

(特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加の  
検定申請)

第14条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校  
の教員の普通免許状に新教育領域を追加して定めるための教育  
職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければ  
ならない。

(1)～(6) [略]

(7) 戸籍抄本

(8)～(10) [略]

(従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)

第16条 教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号。以下  
「施行法」という。)第2条の規定により教育職員検定を申  
請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 戸籍抄本

(7) [略]

2 [略]

(特別免許状の検定申請)

第18条 免許法第5条第3項の規定により、特別免許状の教育  
職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければ  
ならない。

(1)～(5) [略]

(6) 戸籍抄本

(7)・(8) [略]

(臨時免許状の検定申請)

第19条 臨時免許状の教育職員検定を申請する者は、次に掲げ  
る書類を提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 戸籍抄本

(7)・(8) [略]

2～4 [略]

(特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の  
検定申請)

第20条 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援学校  
の教員の臨時免許状に新教育領域を追加して定めるための教育  
職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければ  
ならない。

(1)～(5) [略]

(6) 戸籍抄本

(7)～(10) [略]

<p>(特別支援学校の自立教科の免許状の授与又は検定の申請)</p> <p>第21条 免許法第4条の2第2項又は施行法第2条第1項の表の第22号若しくは第23号の規定による特別支援学校の自立教科(免許法施行規則第63条第1項に規定する自立教科をいう。)の免許状の授与又は教育職員検定を申請する者は、次に掲げるそれぞれの書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 授与を申請する場合</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ <u>身分証明書</u></p> <p>カ [略]</p> <p>(2) 教育職員検定を申請する場合</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク <u>身分証明書</u></p> <p>ケ [略]</p> <p>(免許状の交付申請)</p> <p>第22条 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)、旧教員免許令(明治33年勅令第134号)又は旧幼稚園令(大正15年勅令第74号。以下総称して「旧令」という。)による教員免許状を有する者で、施行法第1条の規定により教育職員免許状の交付を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>身分証明書</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(特別支援学校の自立教科の免許状の授与又は検定の申請)</p> <p>第21条 免許法第4条の2第2項又は施行法第2条第1項の表の第22号若しくは第23号の規定による特別支援学校の自立教科(免許法施行規則第63条第1項に規定する自立教科をいう。)の免許状の授与又は教育職員検定を申請する者は、次に掲げるそれぞれの書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 授与を申請する場合</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ <u>戸籍抄本</u></p> <p>カ [略]</p> <p>(2) 教育職員検定を申請する場合</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク <u>戸籍抄本</u></p> <p>ケ [略]</p> <p>(免許状の交付申請)</p> <p>第22条 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)、旧教員免許令(明治33年勅令第134号)又は旧幼稚園令(大正15年勅令第74号。以下総称して「旧令」という。)による教員免許状を有する者で、施行法第1条の規定により教育職員免許状の交付を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。